

守公職第18号
令和7年11月20日

答申書

守口市長 濑野 憲一様

守口市公正職務等審査委員会
委員長 板垣 善雄

貴職から受けた申出事案（以下「本件申出事案」という。）に係る諮問（以下「本件諮問」という。）について、次のとおり答申します。

第1 本件諮問に対する委員会の結論（答申）

本件申出事案は、調査不開始が相当である。

第2 本件申出事案の趣旨

本件申出は、令和7年8月22日に発令された人事異動（9月1日付）およびその前後における市長の対応について、申出者が職務上の権限行使の在り方に疑義を感じ、精神的負担を受けたとして申し立てたものである。申出の内容は、主として次の2点に整理される。

1 人事異動に関する申出の趣旨

(1) 人事異動の発令経緯

令和7年8月22日、瀬野市長は9月1日付の人事異動を発令した。申出者は、この人事異動が組織運営上の合理的な理由に基づかず、自身に対する不利益な取扱いであると認識している。

(2) 申出者の主張する疑義の内容

ア 企画財政部次長兼財政課長の業務負担が過大となり、効率的な組織運営の観点から合理性を欠く体制となっている。

イ 総合基本計画（後期計画）の策定準備や新体育館整備特別委員会の設置、市内民間事業者によるまちづくり議論の本格化等、重要施策の進行中における体制変更は適切でない。

ウ 異動先である水道局は、平成24年度以降おおむね水道事業管理者または局長のいずれか単独の体制で運営されており、年度途中に部長級職

員を新たに配置する合理的理由は見当たらない。

- エ 大阪市との浄水機能一元化への対応や、令和6年度の3課体制化など、業務効率化が進んでいる状況においても、増員配置の必要性は認められない。
- オ 水道局の課題共有化ミーティング等において、当該増員に関する議論は行われていない。
- カ 人事発令に際し、人事所管である総務部長との協議がなく、市長の専決により決定された。
- キ 通常の人事異動時に行われる部長会議が開催されず、市長自ら通知時刻を指定するなど、手続面でも組織的合議を経ていない。

(3) 申出者の見解

以上の点から、申出者は当該人事異動が組織運営上の合理的判断に基づかず、個人に対する不当な取扱いであると受け止めており、その結果として精神的負担を感じている。

2 情報共有・指示等に関する申出の趣旨

(1) 情報共有の停止等の経緯

令和7年5月下旬以降、市長は、市民環境委員会対応に関し、従前行われていた教育長・企画財政部・市民生活部職員等を交えた協議を行わず、特定職員との個別連絡に限定して対応するようになった。

(2) 申出者の認識

市民環境委員会での審議が長期化し、市政運営が暫定予算下にある状況においても、市長から企画財政部長である申出者への情報共有や意見聴取はなく、議会対応方針の検討にも関与できなかった。

そのため、申出者は、自身が職務上の所掌である「市議会との連絡にすること」及び「市政の総合調整にすること」に関与できない状況となり、意図的に組織から切り離されたと感じている。

(3) 個別対応に関する経緯

- ア 「田中教育長に関するパワーハラスメント申出事案の報道提供」に際し、市長は申出者を個別に呼出し、「公表は行うが、尾崎は利益相反に当たるおそれがあるため、詳細説明は他の職員に対して行う」との趣旨の発言をした。申出者はこの説明に合理性を見出せず、心理的な疎外感を受けた。

- イ 令和7年5月30日、市長は教育長を同席させたうえで、具申書を提出した8名の部長級職員を招集し、「部長級として行き過ぎた行動である」と発言した。

- ウ 同年8月19日の報道対応の場でも、市長が申出者同席のもとで当該

発言を繰り返し、処分の有無に言及する発言を行った。

(4) 申出者の見解

申出者は、これらの対応が、上司（市長）としての権限を背景に業務上の指示・情報共有を意図的に停止し、組織内での役割遂行を妨げるものであると受け止めており、精神的苦痛を感じている。

3 申出の総括

以上の経緯を踏まえ、申出者は、瀬野市長による一連の言動が、職務上の地位を利用した権限の濫用に該当し、精神的苦痛を与えるものであるとして、市に対し適切な調査と対応を求めている。

第3 審査経過及び提出のあった書面

1 本委員会は、本件諮問に関して、次のとおり審議した。

審議の日時 令和7年9月22日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月2日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月17日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月30日 午前10時から

答申についての審議を行った。

審議の日時 令和7年11月20日 午前10時から

答申についての審議を行った。

2 本件諮問について、本委員会に提出のあった書面は、次のとおりである。

令和7年9月4日付け 本件申出事案についての「諮問書」

第4 本委員会の判断

本委員会は、本件諮問について審議をし、次のとおり判断する。

1 人事異動に関する判断

本件申出は、令和7年8月22日に発令された（9月1日付）人事異動に関するものであるが、当該人事異動は既に発令済みのものであり、その妥当性や適否については、職員の人事上の処遇に関する問題として、公平委員会において審議することが適当であると判断する。

また、人事異動は、市長が有する人事権限に基づく専権事項であり、その

行使がパワーハラスメントに該当するか否かを判断することは、本委員会の所掌を超えるものである。仮に異動命令の内容や手続に問題があるとすれば、それはパワーハラスメントの問題というよりも、人事権の行使が権限の範囲を逸脱または濫用しているかどうかという観点から検討すべき事案であると考えられる。

2 情報共有及び業務上の指示に関する判断

本件は、教育長に対する具申書の提出や当該人事異動に関連して生じた経過に基づくものであり、その発端が人事上の措置や組織運営上の判断に起因するものであることを踏まえると、本件をパワーハラスメント事案として本委員会が審査対象とすることは適当でないと判断する。

以上の次第であるから、本委員会は、本件申出事案は事実の調査を開始しないことを妥当と判断し、前記第1の結論のとおり答申するものである。

(答申に関与した委員の職、氏名)

委員長 板垣 善雄（弁護士）

委員 各務 晶久（大阪国際大学教授）

委員 越田 英理（弁護士）